

保健所から得られた支援の具体的な内容の代表例を挙げる。

- ・健康づくり推進委員会委員としての参画
- ・運動、栄養調査での当日スタッフの一員
- ・アドバイザーとして 2 名の協力があった。目標設定のあり方内容の検討。市民アンケートの内容方法分析結果の見方まとめ方。本市における現状と課題についての考え方に対するアドバイス。評価指標の内容。市民ワーキンググループ会議への参加及びカンファレンスの参加。
- ・平成 15 年度にワーキング部会委員、策定委員として支援を予定。
- ・他の市町村の計画策定に取り組んでいる状況の把握。
- ・内容について検討会を実施。
- ・各種資料の提供をうけたり、どのように調査していくか等の相談に乗ってもらった。特に、保健所内の連絡調整役やスーパーバイザーとの橋渡しをしていただけたのが大変助かりました。
- ・住民へのアンケート内容の相談、アンケート分析。

#### 5) 支援を受けるにあたっての困難

保健所から支援を受けるにあたってどのような困難・問題点があつたかの質問に対する回答を列挙する。

- ・保健所の体制が変わったことにより誰にどのように働きかけたらよいかわからなかった。
- ・健康づくり推進協議会委員を保健所長でなく実務レベル担当者にお願いしたいのに所長が必ず出る。
- ・具体策を得ることができなかつた。
- ・町としては計画をどうやっていくかということと一緒に考え、共に行動してもらいたいという思いはあったのですが、保健所としては、町の考えに対してのアドバイスはできるが”一緒に”というのはむずかしいとの答えでした。保健師数も少ないので頼りにしてしまつたのですが、突き放された感じがありました。

#### 6) 他市町村へのアドバイス

策定に当たっての他の市町村に対するアドバイスを、という質問に対する回答を列挙する。

- ・本市の場合予算の裏付けがなかつたため計画の構成等大変苦労した（最終段階の印刷製本のみ他の予算を流用して作成）。第 4 章「各期の現状と課題」を記載する際 30 数名いた保健師を各グループに分け内容を煮詰めてもらつたが、人的配置の少ない市町村では各個人に対する負担が大きく困難と思われる。
- ・本計画の推進体制まで含めて、市民とともに計画策定する。専門機関（大学等）からのアドバイスを受ける。
- ・市民アンケートと計画策定を平行に実施したためかなりのハードスケジュールだった。市民アンケートは県や国で実施した項目を参考にすると比較しやすいと考える。2 年位かけながら地区組織や市民教育委員会等をまき込んで計画づくりができるとよかつた。
- ・当町は短期間でしかも診療所の新設と相まって策定したため住民の意見が充分に繁栄されたのか疑問であるのでじっくり検討し策定してほしい。
- ・文書をつくるだけなら他を参考にしていくらでもできるがそれでは机上の空論になつてしまふ。関係する団体、町民一緒に今後とりくむべき組織等と充分な話し合いをしてからつ

くることがとても重要（できあがった冊子の大きさは関係ない）。

- ・書面上だけでなく首長に計画策定の必要性を理解してもらうことが重要だと思います。

#### 7) まだ着手しない理由

まだ計画策定に着手していない町村に対してその理由を質問した（表11）。

表11 計画策定に着手していない理由

必要性を感じない	0
策定可能な段階	5
策定まで至らない	40
業務多忙	17
手法がわからない	8
庁内合意にとまどい	4
先に優先すべき計画がある	14
市町村合併	10
その他	7

具体的記載内容の代表例を挙げる。

- ・H15年度より策定予定であるが予算措置が厳しい状況である。
- ・予算が確保できない。
- ・基礎となるデータが不足しているため。
- ・母子保健計画保健計画の見直しも考えながら検討。

なお、二次医療圏計画を策定した南会津保健所管内の町村からは、「健康南会津21策定がなされているのでそこから町として行えることがあるか検討する。」など、二次医療圏計画の町村計画への利用を検討していることがうかがえる回答が複数見られた。これに関しては次章に譲る。

#### 8) 今後予想される策定形態

まだ計画策定に着手していない町村に対し、今後予想される策定形態について質問した（表12）。

過半数の町村が保健所の支援の下、計画策定にあたることを想定していた。また、大学等の支援を想定している町村のほとんどは、保健所と大学等が共同で支援することを想定していた。

表12 予想される策定形態

市町村のみで可	13
コンサルタントの協力	11
保健所の協力	25
大学等の協力	13
その他 (再掲)	0
保健所+大学等の協力	9

## 9) 求める支援内容

計画策定にあたって保健所に対し具体的にどのような支援を求めるか、という質問に対する代表的回答を列挙する。

- ・アンケートの内容と集計結果の整合性・集計の方法等について・策定の計画のたて方等に対するアドバイスを求める。
- ・健康課題の分析・先行実施自治体の情報提供・策定手法の指導・町民及び庁舎の合意を得るため関係者への助言指導
- ・日常業務に追われ手が回らない現状です。計画を立てることの必要性は十分承知しているつもりですが、十分な労力と技術的な方法等が確保されていないため最初から抵抗があるのだと思います。個人的には大変だらしがないのですが強制的に策定するよう指示があれば本腰を入れて頑張れるような気がします。
- ・既存データ等の資料情報提供。計画策定過程での助言指導。策定委員として加わってもらう。
- ・計画策定の技法等について助言指導協力を得られるとよいと考える。
- ・計画策定のための専門的な知識や指導。
- ・健康南会津 21 を策定された経過から策定の方法（手順、考え方など）を具体的に支援して欲しいと思います。
- ・県の計画との整合性等の助言、検討。資料提供など。
- ・財政的余裕がないので予算措置ができないため市単独で策定する計画。データの収集や分析を保健所の協力を得たい。多数のコンサルタントからセールスあるが予算措置がないので遠のいています。
- ・策定のモデルについての研修会。その市町村に合った計画づくりを側面から持続して支援してゆく（保健所で市町村担当制があればいいと思う）。
- ・住民を主体に住民をまき込んでの計画策定と考えているがどのような形で住民に働きかけるどのようにまとめていったらよいか迷いがある。他市町村の計画を見る機会がありますが我が町ではどのような方法で策定したらよいのか。
- ・町村は自分達の状況の中にどっぷりとつかり易いので県の視点で課題や評価をみる。上司や他の課の人の理解を得る。ヘルスプロモーションの考え方とそれに添ってすんでいるかどうかを見る。
- ・府内関係部署との協議にあたっての助言指導。統計資料の分析。
- ・統計資料他地域の策定状況等についての情報提供。ワーキンググループ策定検討会等の構成メンバーとしての協力。
- ・広い視野、公平な視点からの指導。
- ・保健所においては助言及び補助金等の支援。専門機関等においては助言及び方向性を導くための支援。
- ・保健所には全国各地の計画策定済み自治体の情報を教えてほしい。保健所管内での情報交換会のような機会を設けてほしい。またその機会に専門機関（大学等）から講師を招いて講演をしてほしい。
- ・まず業務の見直しからが必要と思われますがどうしての目先の業務に追われ日々反省の毎日です。政策に影響を及ぼすこととなりますので必要性の意義について必要性があればどのようにしてもと思います。自分の町の現状を専門機関等に分析してもらい「あなたの町はー、ここが問題だからー。」等とは都合のいい話でしょうか。やはり自分達が分析していくなければ自分達が必要性を感じないのでしょうね。

## コメント

調査した2003年2月末現在、健康日本21地方計画策定に着手している市町村そのものが過半数に満たなかった。市部ではすべてが策定に着手ないし着手予定であり、着手したところは、独自で策定可能なところが多く、現状では保健所の支援もそれほど多くない。保健所の市町村支援上の課題としては、所内の共通理解の構築、支援体制および支援窓口という組織的な問題と、支援する保健所職員の力量形成という属人的問題があげられる。

力量形成に関しては、一般的に保健所職員は市町村職員に比べ各種研修を含めさまざまな情報にふれる機会も多く、また保健所が市町村支援という機能を持つ以上、常に研鑽に努めるべきことは言うまでもない。しかしながら、知識があつても実際に活用するこなしには計画策定の「技術力」は身に付かない。保健所職員の力量の維持、向上のためにも日常的に市町村の計画策定を支援することが必要であり、「求めに応じて」支援するために、「求めがあるまで待つ」という姿勢では保健所職員の力量向上自体が望めないであろう。

福島県保健所の組織の問題として、市町村担当制から業務担当制への移行、さらには保健福祉事務所への統合に伴う組織改革がある。市町村側には過去の市町村担当制に対する思いがあり、現在の組織のあり方にとまどいがある。しかしながら、市町村担当制は担当がその市町村の全体を把握している、という意味では意義があるものの、反面丸抱えにしてしまう、という弊害も想定される。組織のあり方の問題なのか、目的に合わせた組織の運用の仕方の問題なのか、両面から検討する必要があろう。積極的に市町村を支援している保健所では、所内横断的に市町村健康づくり計画支援チームを形成していたり、(地域支援グループと健康増進グループで担当しているので)窓口の確認や事務所としての支援スタイルのあり方を話し合いを行ったりしていた。その中も現在の福島県の組織構造の中では業務横断的な役割の地域支援グループの力量が重要と思われる。

所内での情報の共有・情報の伝達は、過去の保健計画支援に関する調査でも特に重要な点として挙げられていた。「所内企画会議や定例の所内打合せにおいて所としての取り組みの考え方や方法について協議している」という回答にみられるように、情報の共有を図る場を設定することは当然のことであるが、職員個人が業務上得られた情報を吟味し、自分自身の他に「誰が」「どのような部署が」その情報を必要としているか判断し、日常的に情報を伝え合う職場環境の醸成も必要とされている。

支援に関し「必要に応じて助言を受けることのできる専門家や大学・研究機関との連携がない。」ことを問題とした保健所もあった。まだ計画策定に着手していない町村では過半数が保健所の支援を期待し、大学等の専門機関の支援を求める町村でもほとんどが保健所と専門機関との共同での支援を求めていた。しかしながら、すでに専門機関の支援の下、策定に着手した市町村では、保健所の関与する部分はあまりなかったように思われる。保健所が法に示された市町村支援機関であり、継続的な市町村との関係をもつ機関である以上、市町村が専門機関の支援を受ける際にも、最低限支援内容を把握しておく必要があると思われる。

一方、市町村側からは、業務多忙が策定に着手できない理由のトップとなっていた。この点については、何のために事業を行っているのか、目的の明確化および事業の評価のためにも計画が必要であり、計画を策定することで事業の整理が可能となる、ということを指摘するに止める。

また、既に計画策定した市町村の、「市民アンケートは県や国で実施した項目を参考に

すると比較しやすいと考える。2年位かけながら地区組織や市民教育委員会等をまき込んで計画づくりができるよかったです。」「当町は短期間でしかも他の事業との関連で策定したため住民の意見が充分に繁荣されたのか疑問であるのでじっくり検討し策定してほしい。」「文書をつくるだけなら他を参考にしていくらでもできるがそれでは机上の空論になってしまう。関係する団体、町民一緒に今後とりくむべき組織等と充分な話し合いをしてからつくることがとても重要（できあがった冊子の大きさは関係ない）」といった意見は参考になるものと思われる。市町村としては、あせらず、計画策定について所内での十分な共通理解を得た上で「保健福祉事務所を上手に活用して」策定に取り組むことが必要と思われた。また、町村担当者の中には、「計画を立てることの必要性は十分承知しているながら、日常業務に追われているために抵抗があり、強制的に策定するよう指示があれば本腰を入れて頑張れるような気がする」と何らかの後押しを望んでいる者も少なくなく、保健所側の積極的な姿勢がこうした市町村を動かしていくものと思われる。

### 3. 「健康南会津21計画」の進行管理体制の構築

#### はじめに

2001年度研究で観察した南会津保健所（現南会津保健福祉事務所）の「健康南会津21計画」策定作業は平成14年1月23日の第2回南会津管内における健康づくり対策あり方検討会での検討を経て、2月14日に事務局において計画書および概要版が決定された。本年度は同保健福祉事務所において本計画の進行管理・評価体制の構築が図られた。この中でも「健康南会津21」町村担当者会議の開催に向けた働きかけは、管内町村の自立的な計画策定に大きく貢献していくと思われる。本年度も保健福祉事務所の担当者の「健康南会津21計画」に関する諸活動を観察研究し、課題をどのように克服したか、また町村の関係者にどのような変化が生じたかを検討した。なお、調査者は観察研究の中で保健福祉事務所の担当者に適宜アドバイスを行っているが、今回の報告ではその内容には触れない。

#### 調査方法

「健康南会津21」町村担当者会議等を傍聴することにより情報を収集した。また「健康南会津21」計画推進のためのアドバイスを求められた際に、担当者よりの聞き取りや、復命書をふくめた各種試料の閲覧により情報を収集した。

#### 結果

##### 1) 保健所保健福祉事務所内での体制の構築

現在福島県では行政組織改革をすすめているが、2002年4月にはその一環として保健所と福祉事務所が統合され、保健福祉事務所となった。これに伴い5月15日の「南会津管内町村保健福祉担当課長会議及び民生児童委員協議会長等合同会議」では、南会津保健福祉事務所の組織体制および平成14年度基本方針および重点施策について説明がなされ、重点施策のひとつとして健康南会津21計画が概要版をもとに報告された。

組織改革に伴う事務分掌が討議されていく中で、(3ヶ月ほど以前の担当を中心に事業を行っていく中で)健康南会津21計画の推進に関しては地域支援グループから資料「健康南会津21計画推進事業実施要綱(案)」として提示された。これは最終的には要綱ではなく「推進について」の内部文書として合意された。この合意を得ていく過程で、特に事務職に保健の町村支援の根拠を理解してもらうために資料「健康日本21地方計画策定・推進における町村支援」を作成し、所内での合意形成のための説明資料とした。この資料は報告書作成時点では「地域支援グループにおける町村支援をするための考え方(案)」という内部文書としてまとめられている(資料1、2)。

##### 2) 「健康南会津21」町村担当者会議の開催および関連する動き

健康南会津21計画では、進行管理と評価については第5章に掲げられている。その中でも「各町村担当者会議」を進行管理・評価上最も重要な組織と位置づけ、開催に向け諸活動を展開していた。本年度の「各町村担当者会議」および関連事項の概要を表13に示

す。

## 第5章 計画の進行管理と評価

この計画を、実効性のあるもの、すなわち、目標達成に向けて、より有効な手段を探り、改善し実行していくためには、定期的かつ系統的な計画の進行管理、評価見直しを実施する必要があります。

このため、本計画では、各町村の協力を得つつ、次のように進行管理を行っていくこととします。

(1) 各年度終了時に、進捗状況を取りまとめ「南会津地域保健医療福祉協議会」に報告するとともに、住民に公表します。

(2) 計画の進行管理と目標達成の評価を実施するために、「各町村担当者会議」及び「各町村健康担当課長会議」において、以下の内容について検討します。

ア. 計画の進行管理、評価、見直しをします。

イ. 健康指標把握のための情報収集・評価システム等を確立するとともに、目標達成状況を評価するためのモニタリングシステムを検討します。

ウ. 現在目標数値設定のための基礎資料がないものについては、その獲得方法について検討し、目標値を設定します。

(3) 県計画（「健康ふくしま21計画」）の中間評価に併せて、平成17年度に中間評価及び見直しを行うとともに、平成22年度には最終評価を行います。（健康南会津21計画より）

### (1) 担当者会議の開催に向けた大学側との打ち合わせ、その1

9月9日には担当者会議の開催に向けた打ち合わせを大学側（分担研究者）と行った。ここで、担当者会議の位置づけの確認と第1回担当者会議にあわせ健康南会津21研修会を開催すること、講師を研究協力者増渉が行うことが決定し、研修内容については開催までに詰めることとした。

### (2) 担当者会議の開催に向けた大学側との打ち合わせ、その2

11月18日の南会津保健福祉事務所での打ち合わせは、主に、分担者が研究として健康南会津21担当者会議にオブザーバー参加することについての総務企画部長の理解を得る目的で行った。

### (3) 第1回「健康南会津21」町村担当者会議に向けた準備

第1回「健康南会津21」町村担当者会議開催にむけ、管内町村健康づくり担当者あて「健康づくり担当者打合会に係る資料の提出等について（依頼）」、計画の進行管理と評価に関する事前資料の提出を求めた。

事前に提出を求めた資料は、各町村等で実施している健康づくり関連事業を、「健康南会津21」の6分野の取り組み方策に基づきシートに整理する（資料3）、市町村地方計画策定（仮）と「健康南会津21」との関係や策定にあたっての課題と保健福祉事務所に対する意見、要望等であった。また、12月9日の協議内容について「健康南会津21」の6分野の＜「数値目標」の数値項目の基準値なし＞についての基準値の設定の方法や手段の案（資料4）、「健康南会津21」の6分野の「数値目標」の目標値管理の方法の案（資料5）した。

表 13 「健康南会津21」町村担当者会議および関連事項の経緯

月 日	事項	内容
<b>2002年</b>		
4月 1日	福島県行政組織改革	南会津保健所は南会津福祉事務所と統合され、 南会津保健福祉事務所となる
5月 15日	南会津管内町村保健福祉担当課長会議及び 民生児童委員協議会長等合同会議	南会津保健福祉事務所の組織体制および平成14年度基本方針 および重点施策について説明 重点施策のひとつとして健康南会津21計画を報告
— 庁内検討・周知 —		
9月 9日	第1回「健康南会津21」町村担当者会議 健康南会津21研修会打ち合わせ	町村担当者会議開催にあたって大学側にアドバイスを求めるとともに、研修会の講師として研究協力者増済に依頼
11月 18日	南会津保健福祉事務所での打ち合わせ	研究に関して事務所総務企画部長に説明・了承を取りつける 地方計画策定・推進における町村支援について説明
— 健康づくり担当者打合会についての資料の提出依頼 —		
12月 9日	第1回「健康南会津21」町村担当者会議 健康南会津21研修会	話題提供・グループワーク
— 健康づくり担当者打合会についての資料の提出依頼 —		
<b>2003年</b>		
1月 27日	第2回「健康南会津21」町村担当者会議	基準値なしの取扱、分野担当、進行管理をテーマにグループワーク
— 老人保健事業ステップアップ研修のための資料提出依頼 —		
2月 14日	第3回「健康南会津21」町村担当者会議 老人保健事業ステップアップ研修	数値管理のためのモニタリング法に関する検討
3月 4日	地域保健医療福祉推進会議	健康南会津21」推進計画について報告

#### (4) 第1回「健康南会津21」町村担当者会議および「健康南会津21」推進研修会

##### 平成14年度第1回「健康南会津21」町村担当者会議

開催日時：平成14年12月9日（月）10時～12時

場所： 南会津保健福祉事務所2回会議室

参加者： 町村担当職員 7町村から12名（栄養士5名、保健師7名）

保健福祉事務所職員 6名（総務企画部長、総務企画部地域支援グループリーダー（保健師）、地域支援グループ保健師、健康福祉部健康医療チームキャップ（保健師）、同保健福祉チームキャップ（保健師）、保健福祉チーム保健師）

オブザーバー 分担研究者

趣旨 1. 「健康南会津21」計画策定の振り返りを行い、今後の計画推進方策について共通認識を図る。

2. 年次毎（中間評価まで）の具体的な取り組み方法を設定する。
3. 平成14年度の具体的な取り組みと達成目標を設定する。
4. 町村で実施している健康づくり事業を「健康南会津21」の視点で整理する。

##### 検討内容

- 1) 「健康南会津21」の経過について
- 2) 計画推進の課題について
  - (1) スケジュール
  - (2) 目標値の進行管理と評価方法
  - (3) 「基準値なし」の取り扱い
- 3) 平成14年度の取り組みについての確認
- 4) 健康日本21地方計画の策定について

山口県菊川町の計画の事例が紹介された

##### 協議のなかで出された意見を挙げる

A（保健師）：事例（菊川町）では、「町では〇〇をする」とあるが、（現時点での「健康南会津21」計画では）南会津地域を考える場合、具体的な内容がないと思う。6分野の項目について、更に意見交換をする必要がある。

町村事業を「健康南会津21」の視点でまとめたのがわかりやすい。

B（保健師）：（計画策定に関して）生活実態調査に携わっただけなので、その後が見えにくかった。

C（栄養士）：昨年までの作業部会では、6分野をグループ毎に担当したので、入ったグループ以外は身近ではなかった。「健康南会津21」を町村に置き換えれば良いことなのかと考えるが、少しわかりにくい。

D（保健師）：計画書の重点事項や取り組みを見ながら、自分の町村の事業を再検討できた。事業の評価時に役立てたい。

E（栄養士）：自分の町村の事業整理をしてみて、該当する項目がこれで良かったか（疑問がまだある。）

F（保健師）：計画書が少し身近になった。

G（保健師）：担当者だけで取り組むのではなく、どのようにみんなで取り組むのか、事

例では町の課題を一つに絞っているが、他の分野も必要。

H（保健福祉事務所）：組織上の問題と、伝達の問題がある。住民の身近なサービスは町村にあり、県として提供できるものには限界がある。また、策定した人だけが考えるのではなく、「だれが」「どんな方法で」「いつ」等、様々な組織で取り組まなければ。

I（保健福祉事務所）：所の事業としてまとめた経緯があり、町村としてどのように取り組むか、町村で新たに計画書を策定するものではなく、どのように事業の整理をしていくか。

「健康南会津21」の視点で、町村事業を整理してみての感想・意見

J町：重点事業のみを挙げた。また、当てはまらない事業もあった。

K町：該当する事業をいろいろ挙げたので、ひとつの事業が重複する項目がある。6分野に分類できない事業もあった。町の保健事業の他、他の団体の事業も挙げた。

L町：保健師だけでなく、他の関係者も関わっていることを認識した。

M町：町担当者間で検討し、該当する事業を整理した。町内の他課や関係機関、団体などが取り組んでいる健康づくり関連事業について、6分野の事業整理をする必要があるのか？

J町：必要がある。他機関に出向き聞くことが必要。

N町：作業の仕方を参考として、町村毎で良いと思う。「健康南会津21」を引き継いで、各町村は何をやるのか、またやらないのか、は、各町村の判断である。各町村の結果を持ち寄って、薄い部分に対する助言をするのが県の役割であり、各町村毎としても良いと思う。

保健福祉事務所：時間の問題もあり取り組み方法についての経過（の説明）はなかったが、各町村すべての事業を整理し「○○に重点的に取り組む」等の関係者の共通認識が得られればと考えている。

今年度、担当者会議を2回ほど予定しており、目標値の管理の方法（資料5）と基準値設定の考え方（資料7）および保健事業の整理（資料3-1）を検討していきたい。

N町：町村の負担にならないようにして欲しい。

#### 平成14年度「健康南会津21」推進研修会

開催日時：平成14年12月9日（月）13時～16時

場所： 南会津保健福祉事務所2階会議室

内容： 実践報告

管内町村からの健康事業についての事例報告

講演・演習

「情報収集・分析と住民参加について」

講師：増渕映子（研究協力者）

保健計画策定に関し、住民参加のありかた、住民の意見の収集・分析について、KJ法による情報の整理中心に紹介した後、「10年後のあなた」をテーマにKJ法を用いた健康づくり活動に関する情報収集演習を行った。

参加者の代表的感想を挙げる。

「住民の声を聞くというけれど、どういう風にすればよいかわからなかった。私が知りたかった、やりたかったことはこれです。」

#### (4) 第2回「健康南会津21」町村担当者会議および準備

##### 第2回の担当者会議に向けた保健福祉事務所の準備

「健康南会津21」の6分野の<「数値目標」の数値項目の基準値なし>についての基準値の設定の方法や手段の案（資料3）、2）「健康南会津21」の6分野の「数値目標」の目標値管理の方法の案（資料4）を提出することを管内町村に求めた。

##### 平成14年度第2回「健康南会津21」町村担当者会議

開催日時：平成15年1月17日（月）10時～16時

場所： 南会津保健福祉事務所2回会議室

参加者： 町村担当職員 7町村から9名（栄養士4名、保健師5名）

保健福祉事務所職員 6名（総務企画部長、総務企画部地域支援グループリーダー（保健師）、地域支援グループ保健師、健康福祉部健康医療チームキャップ（保健師）、同チーム栄養士、健康福祉部保健福祉チームキャップ（保健師）、同チーム保健師）

内容：基準値なしの取扱、分野担当、進行管理をどのようにするか、をテーマにしたグループワーク

まず保健所側から会議の位置づけについて「第1回目の会議では、当会議の位置づけを、健康南会津21を推進することと同時に、町村の健康づくり事業の整理まで、といった趣旨でお伝えしたが、再度会議の目的を、「健康南会津21」を推進する会議ということと整理して進める。」との説明があった。

具体的な作業の進め方について

「本年度内に、数値目標の目標値管理をどのようにするか、会議のなかで数値目標に対する共通認識を図ることを目標としているが、すべての項目を時間内には無理ではあるが、話し合わない分野がないようにしてほしい。

今回の結果を整理して、第3回の町村担当者会議で再度検討して、その結果を踏まえ、南会津保健医療福祉推進会議に報告していく予定である。」

##### 町村側から質問

「実施していない事業で数値項目があるものについて、新たに事業をおこすこととして検討するのか、やっていないものそれでよいのかによって、すすめ方が変わるので、どのように考えるのか。」

##### 保健所

「今後の取り組むべき計画の中で調整し推進するため、本日の作業においては、「現状・あるべき姿・町村事業との関係・実施可能か否か」を念頭におき、検討して欲しい。また、基準値等について、町村により実施している事業と実施していない事業があり、一様ではないこともありますが、一部の町村で継続している事業の中で、把握可能であれば、その数値を基準値としても良いと考えている。」

##### グループワーク

参加者 町村9名（栄養士4名、保健師5名） 保健所6名を「栄養・食生活」「身体活動・

運動」「歯の健康」検討グループと、「休養・こころ」「アルコール」「たばこ」検討グループのふたつにわけグループワークを行った。

健康南会津21計画には全体で数値項目が50あり、基準値（計画開始時の現状値）があるものが27項目、ないものが23項目あり、それぞれの項目について検討した（表：健康づくり施策に関する指標）。

各町村から提出された資料に基づき、「目標値管理の具体的方法」と「基準値の設定の方法」が検討された。検討にあたっては1)できるだけ日常業務の中で把握する方法、2)「いつ」「だれが」「何をする」についてわかりやすく示すこととした。

グループワーク後の討論での発言を示す。

N 「うちの村では、事業計画をする上で、老人保健事業については、経年的に事業の経過がわかるように一覧表にして整理しているが、今回の検討を通して、「健康南会津21」のうちの村でやっていない分野についても、「成人の歯」・「こころ」等の内容を入れたい。また、村で実施している事業が、どの計画（「健康南会津21計画」・その他の様々な計画）のどの項目と整合性があるのか、わかるような整理のしかたをしたい。

また、事業を検討する目的で、一日時間をとて一人で考えてもすすまないので、村としては、このような機会を利用したいと考えている。」

I村「同感である」

S町「「健康南会津21」の視点を入れて保健事業の整理をしたい。健康南会津21の視点で、町の保健事業を担当者間で話しあい、別紙資料（本報告書では割愛）のように整理した。

T町「町の保健事業の評価において、健康南会津21の数値項目でもとれるので、事業の中で取り入れていきたい。」

#### （4）第3回「健康南会津21」町村担当者会議、老人保健事業ステップアップ研修会および準備

老人保健事業ステップアップ研修会のために町村に対し事前に「老人保健事業における健康づくり関連事業」に関する資料の提供を求めた。

#### 平成14年度第3回「健康南会津21」町村担当者会議

開催日時：平成15年2月14日（月）10時～12時

場所： 南会津保健福祉事務所1階会議室

参加者： 町村担当職員 7町村から10名（栄養士4名、保健師6名）

保健福祉事務所職員 6名（総務企画部地域支援グループリーダー（保健師）、  
地域支援グループ保健師2、健康福祉部健康医療チームキャップ（保健師）、  
同チーム栄養士、健康福祉部保健福祉チーム保健師）

オブザーバー 分担研究者

内容：「健康南会津21」計画の数値目標のモニタリング法について ラウンドテーブルでの検討

保健福祉事務所より、資料に基づきモニタリング法の案が説明され、その後検討が行われた。検討の中で町村の保健活動の中で把握可能とされた項目について検討内容を以下に

挙げる。

1. 健診における問診内容でモニタリング可能な項目：

基本健康診査や母子保健事業の問診等から把握可能な項目について確認とともに、健診機関から問診項目を利用できる形で入手する方法が討議された。

2. 健康づくり関係事業の中で、モニタリング可能な項目：

身体活動・運動の分野の中、アンケートにより把握可能な数値項目について、各町村がそれぞれの事業のなかで調査をすることが合意され、調査法について、対象者の設定、調査の場等について討議され、共通の質問表を保健福祉事務所が作成し、新年度から実際に調査を行っていくことが確認された。また、栄養食生活分野のうち、みそ汁塩分濃度の測定をそれぞれの町村が行っていくことが確認された。

3回目の担当者会議であり、具体的なモニタリング法の検討であることから、町村の担当者が積極的に意見を述べる場となっており、かつ保健師・栄養士といった職種、職歴の差にもかかわらず遠慮のない意見交換が行われた。

#### 平成14年度老人保健事業ステップアップ研修会

開催日時：平成15年2月14日（月）13時～15時30分

場所：南会津保健福祉事務所1階会議室

参加者：午前の第3回「健康南会津21」町村担当者会議に同じ

内容：事前に各町村に提出を求めた「老人保健事業における健康づくり関連事業」の記載内容について各町村担当者が説明した。

#### （5）地域保健医療福祉推進会議での報告

#### 平成14年度地域保健医療福祉推進会議

日時：3月4日

場所：南会津保健福祉事務所会議室

参加者：管内町村首長等

「健康南会津21」について、計画策定の背景、策定経過、計画の進行管理と評価、平成14年度の取組み状況、今後のすすめ方、および「健康南会津21」の推進計画が報告された。

#### コメント

福島県の機構改革に伴い、南会津保健所は福祉事務所と統合し、南会津保健福祉事務所となった。担当者は「健康南会津21」の進行管理・評価を町村の職員とともにに行っていくこと自体を、町村の健康日本21地方計画策定支援ととらえていた。担当者にとり「町村支援」は保健所の業務として自明のことであったが、福祉事務所との統合後の事務所職員間の打ち合わせの中で、特に事務職は業務に「必要性」より「法的根拠」を求めるを感じ、資料「健康南会津21計画推進事業実施要綱（案）」を作成し「法的根拠」を明らかにした。これは最終的には要綱ではなく「推進について」の内部文書として合意された。この合意を得ていく過程で、特に事務職に保健の町村支援の根拠を理解してもらうた

めに資料「健康日本21地方計画策定・推進における町村支援」を作成し、説明資料とした。この作業をとおし、担当者内で改めて町村支援をするための考え方を整理し直すことができた。

保健所の担当者は、当所「町村として健康南会津21をどのように使いができるか」「健康南会津21事業を推進することで町村計画をどのように展開することができるか」「町村では事業が進んでいるが、そのことが健康南会津とどのようにつながるのか。町村の健康づくりや老人保健事業とどのようにつながるのか」といった町村計画と健康南会津21との関連、および町村職員が健康南会津21の担当者会議のメンバーとして参加することの意義を整理しきれてはいなかった。第1回の担当者会議後も、担当者会議メンバーになに何を求めるのか、が判然としていなかった。担当者の中では担当者会議の活動を通して自分達の町村の健康21計画策定への動機付けや手法の獲得に結びつけられれば、という思いがあった一方、「県として町村に対し21計画をつくりなさいとは言えない（言える立場ではない）」というジレンマがあった。後に保健福祉事務所内の担当者間で話し合う中で、「この会議はあくまでも健康南会津21推進のための会議であり、町村に対してもそのためになにができるのか、というスタンスをとる」こととなった。このスタンスにより結果として「圏域計画を推進する上での町村の事業の整理」を問うこととなり、町村の計画策定支援に結びつくこととなった。

担当者会議では町村のメンバーに事前資料の提出を求めた。 第1回会議の事前資料は各町村で実施している健康づくり関連事業について「健康南会津21」の6分野の取り組み方策に基づいて事業整理することであった。町村にとって負担の大きい作業であったが、保健所担当者とのやりとりの中で「案外21の視点で仕事をいっぱいしてたんだな、とか、他でまとめたものを見て実はうちでもやっているのだと、良くまとまっていなかった町村は、うちももう一度まとめ直してみたら、これをそのまま人に見せられるのかな。」という声が多く、「求めていないところまで、結構みんな書いてきてくれた。」と評価していた。このため、今後「これをやっていると、結局自分のところの計画になってしまう」という声が聞かれることを期待していた。町村職員としては、現行の健康づくりに関する事業の整理をする機会を得、自分達の事業の目的を「健康南会津21」の取り組み分野との関連で捉える機会でもあった。また、担当者自身の行う事業のみではなく、町村内で行われている他の事業も自分達の事業と関連しているものと捉えることができるようになった。今年度の作業では、事業の体系化までは行っていないものの、今年度の作業を発展させることで、町村の保健・福祉事業の体系化は容易に行える段階となっているといえよう。

南会津保健所管内では、1村を除いて現在では「健康日本21地方計画」の策定には着手していない。しかし、市町村アンケートの回答にあったように「健康南会津21策定がなされているのでそこから町として行えることがあるか検討する。」という意見は、「健康南会津21」と町村の関係を整理することで容易に町村計画に結びつくことを示している。担当者会議での作業を通して、計画策定の手法を学ぶだけではなく、実質的に自分の町村の事業評価・整理ができていたことは評価される。

保健所の担当者は担当者会議を開催したことによる、町村職員自身の変化・職員間の関係の変化を挙げた。ある町村の中堅保健師に関して、「(仕事を)よくはやっていたのだが、自分の中だけで完結しているという感じがあった。ところが今回資料を作成して提出するという作業をとおし、自分のところの事業展開に自信をもった。今まで一人だけで考えていたのでしょうかね。顔が変わりましたね。自分一人でやらなくてもいいんだ、と。」町村職員間の関係についても「(管内業務研究会等で)保健所抜きでいつも集まっているけ

れども、スタイルも決まっているというか、あの人とこの人がしゃべってしまうと、若い人は話せない。」「(保健師2名の町村について) 町村内の業務についても、今まで話し合わなくても、業務分担で仕事してきた。話し合わないとできないのに、温度差があった。私たちを間に入れることで緩衝剤というか、起爆剤というかそういう風に使ってくれていると思う。私たちと言葉を通じてうなづくことで、いつもいっていることに強さを出したりしている。」と少人数の組織に保健所が緩衝剤として入ることの意義を認めていた。また、担当者会議に栄養士と保健師がほぼ半分づつ参加したことによる変化も指摘している。

「若い栄養士がキャリアの範囲の中で光った発言をしても、これほどあった(母親ほどの)キャリアの人からみると、こんなの私たちはとっくに、みたいな雰囲気なのかもしれない。それがこの会議に参加することにより自分の意見を言えるようになった。」「今後とも保健所に呼び出す機会を多くして、形として出来上がったものを求めるような機会をあたえることにより成長していくものと思う。」

「健康南会津21」町村担当者会議は新年度も計画の進行管理、目標達成のための評価をめざし、活動を継続していく。平成14年度は保健所内の検討会議が主であったが、新年度は「世界禁煙デー」に向けたイベントをはじめ、地域での具体的活動の展開も予想される。平成14年度の会議を通して各町村での計画策定に向けた職員の力量の形成、事業の体系化の準備はかなりすすんだ。新年度も担当者会議へのオブザーバー参加をとおし、管内町村の保健所を利用した保健計画策定への動きを観察していくこととする。

## 資料1

### 地域支援グループにおける町村支援をするための考え方（案）

#### I 町村支援についての背景

##### 1 「町村支援の考え方」作成の主旨

保健と福祉が、これまで別々の組織で取組んできた業務を、平成14年4月から保健所と社会福祉事務所が「保健福祉事務所」として統合され、より連携した保健福祉の総合的な行政の実現を図ることとなった。

保健福祉事務所における地域支援グループの機能としての「市町村支援」が、円滑に行えるよう「管内町村の保健福祉業務を支援するための考え方」を策定する。

#### ●保健福祉事務所における「地域支援グループ」設置の基本的考え方

- ① 住民に身近な市町村に対する、県から市町村への権限移譲が進んでおり、今後、県の役割は住民に対する直接行政サービスから、行政サービスの提供の中 心となる市町村の支援へ引き続きシフトしていくものと考えられる。
- ② これまで、公的機関の措置制度によるサービス提供が中心であった福祉分野で、介護保険の導入、社会福祉基礎構造改革による福祉サービスの利用制度への転換、規制緩和の推進等により民間企業の参入が進み、県の県の役割として、施設整備にあたっての広域的調整、法人・施設の指導監査等の重要性が増してきている。
- ③ 地域保健・福祉活動の新たな担い手としてその役割が期待されるボランティア・NPO活動への地域住民の積極的な参加を図るための広報・啓発・ボランティアコーディネーター、ボランティアセンターの整備促進などの面で県の支援が期待されているほか、地域の福祉を支える民間団体等についても役割が変化、多様化しており、住民ニーズに対応した育成と活性化などが必要となっている。

以上のことから、市町村、企業、民間団体、地域住民に対する県の地域支援の役割は今後ますます重要となってくるものと考えられ、こうした地域支援の役割を新しい組織が担っていくためには、広域的調整機能、相談体制、情報提供、人材育成機能の強化が必要であり、業務横断的にそれらの機能を所掌する部門を設置した。

##### 2 「町村支援の考え方」の構成

今年度は、平成12・13年度に本地域で取組んだ「健康南会津21推進事業（健康南会津21計画）」の具体的な取組みの初年度であることから、「健康日本21地方計画推進における町村支援のあり方（指針）」を策定する。

指針は、「保健福祉事務所の役割と支援体制」「支援に当たっての着眼点」により構成する。

●地域支援グループの所掌事務

(総合調整業務)

- ・保健医療福祉推進会議の開催
- ・所内企画会議の開催
- ・地域支援担当者会議への出席
- ・保健福祉連絡会議の開催
- ・関係機関との連絡連携体制間の相互調整

(市町村支援) ※

- ・地区診断
- ・各種市町村計画の策定指導の調整

(計画・事業推進業務)

- ・新しい保健医療計画の策定
- ・部門別計画との連携
- ・地方振興局企画調整事業費(県単独事業)
- ・地域保健推進特別事業(国庫補助事業)
- ・本庁事業要望

(情報提供・電子化推進業務)

- ・所内 OA 化業務
- ・WISH(厚生行政情報システム)
- ・ホームページ管理運営業務
- ・広報誌の作成業務
- ・広報活動一般
- ・各種資料管理

(保健福祉統計業務)

- ・保健衛生統計調査
- ・社会福祉関係統計調査

(福祉行政報告例、社会福祉施設等・地域児童福祉事業等調査、国民生活基礎調査)

(人材養成・研修業務)

(地域保健・福祉推進業務)

- ・地域福祉活動の推進
- ・民生(児童・主任児童)委員
- ・市町村社会福祉協議会の運営指導
- ・福祉ボランティア活動
- ・県総合社会福祉基金の貸付・助成
- ・日赤・共同募金業務
- ・地域ケアフロンティア事業

(法人指導・監査業務)

## II 保健福祉事務所の役割と支援体制

### 1 保健福祉事務所の役割

地域保健法でうたわれている保健所の役割（地域保健法第6条：保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整指導及びこれらに必要な事業を行う）を果たすとともに専門的な立場から市町村が行う「健康日本21地方計画」推進に積極的に支援していくことが必要である。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示について

（平成12年5月17日）

#### 第5 「21世紀における国民健康づくり（健康日本21）」の推進等について

- 1 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」）」第一の七として、科学的な根拠に基づく地域保健対策の推進を明確化にするとともに、地域における健康問題に対して適切かつ効果的に対処するため、都道府県及び市町村は、地域住民の健康を阻害する要因を科学的に明らかにしてその対策を図るとともに疫学的な調査等を行うことにより、地域保健対策の評価等をし、その評価などに基づい新たな施策の企画及び実施を行うべきとした。
- 2 「21世紀における国民健康づくり（健康日本21）」の地域における推進を図るため、「基本指針」第二の一の2の(6)において保健所は、地域における健康情報の収集、分析等を行うとともに、二次医療圏ごとの地方計画の策定及び市町村の地方計画の策定に関与する等、住民の健康づくりを住民とともに推進する環境整備の拠点としての機能を強化する必要があるものとした。また、その際は、学校保健、職域保健等との連携及び協力の強化を図るべきものとした。

#### 第7 地域保健対策を担う人材の確保及び資質の向上について

- 1 人材の確保：計画的な確保及び地域における人的資源の最大限の活用。
- 2 人材の資質の向上：研修の実施。
- 3 人材確保支援計画の策定

### 2 保健福祉事務所の支援体制等（策定体制と推進体制）

#### ※別紙「健康南会津21」推進事業実施要綱及び町村支援フロー図

##### (1) 保健福祉事務所内組織

健康日本21地方計画の推進支援に当たって、保健福祉事務所においては総務企画部門から対人保健福祉部門までの横断的で柔軟な組織として対応する。

メンバーの役割分担を明確化しておくとともに、事務職、技術職の役割特性が発揮できるよう配慮する。

（以下 省略）



## 資料 3

「健康南会津21を推進するため」の各種健康づくり事業調査（南会津管内）

### 【栄養・食生活】

生涯にわたり、望ましい食生活を実現するための教育と環境の整備を図るための対策を推進します。

●重点事項 ○取組みの方策	推進主体	対象者	実施している事業名
<b>●幼少期に健康的な生活習慣を獲得するための基盤づくりの支援</b>			
○家庭における健康づくりを推進します			
○家族、特に若い女性や母親に、健康づくりや栄養に関する情報を提供します			
<b>●幼少期から健康づくりや栄養に関する教育の推進</b>			
○家庭、学校、地域、行政が連携して、幼少期から学齢期まで一貫した健康づくりや栄養に関する教育を推進します			
<b>●健康づくりや栄養に関する情報の提供と個人の健康づくりの支援</b>			
○適正体重の算出方法を普及し、個人の健康管理に活用することを推進します。	町 食改 町村	糖尿病予備群 一般 高齢者 一般	個別健康教育（田島・下郷・館岩） 糖尿病予防教室・コレステロール予防教室・尿酸予防教室 骨粗鬆症予防教室（下郷） 女性のためのエビック教室（館岩） ヘルスサポート21事業を実施予定（檜枝岐） 健康まつり・健康度評価事業・個別健康教育（南郷） 糖尿病予防教室（伊南・只見） 高脂血症予防教室（只見）